

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

入札参加資格停止措置業者名	所在地
合同会社 建築工房K o a k u t s u	茨城県水戸市元吉田町2586

2 入札参加資格停止措置期間 令和3年2月17日から令和3年3月16日まで（1カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

合同会社建築工房K o a k u t s uは、令和3年1月19日に茨城県営繕課が実施した内原特別支援学校給食棟厨房改修工事他1件実施設計委託の指名競争入札において落札者となりながら、落札金額での業務遂行が不可能であるとして契約を辞退した。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第4第14項「不正又は不誠実な行為」に該当する。

（契約規程）

措置要件	期間
別表第4第14項ウ 「ア及びイに掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。」	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内